

# 「2025年日本国際博覧会 フューチャーライフ万博「未来の都市」 基本計画・基本設計等策定業務」に係る公募要領

2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、未来社会ショーケース事業のフューチャーライフ万博「未来の都市」の事業化を予定している。

本業務は、協会がこれまで検討を進めてきた構想の内容をはじめ、中核協賛者を中心とした協賛企業各社の意向をふまえ、「未来の都市」の基本計画の策定及び基本設計を行うとともに、全体事務局を設置して協会及び協賛企業との調整を行うことで、円滑に事業を推進する業務である。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、技術提案のあるプロポーザル方式により受託事業者を募集する。

## 1 業務名称

2025年日本国際博覧会 フューチャーライフ万博「未来の都市」基本計画・基本設計等策定業務

### (1) 業務の趣旨・目的

本業務の目的は、会場デザインプロデューサーをはじめ、会場運営プロデューサー、協賛企業や協会関係者と連携して、基本計画、精度の高い基本設計業務及び全体事務局業務を遂行することである。

本業務は、「未来の都市」において協賛企業の先進技術等の展示施設の基本計画の策定、基本設計等業務であり、協賛企業及び協会関係者のほか、会場運営プロデューサーを始めとした各プロデューサーと協議、調整を図りながら基本設計業務を進めて行くことが求められる。

また、展示施設を整備するにあたり、既成概念にとらわれない柔軟な発想力、豊かな創造性のほか、豊富な経験に基づく高い技術力が必要であると考えている。

なお、業務実施にあたっては、基本計画及び各種ガイドラインの内容を踏まえるとともに、博覧会国際事務局（以下、「BIE」という。）の規定等の要件を満たし、国、大阪府、大阪市及び経済界の意見を勘案し、各専門分野の知見を十分に反映しながら進めることとなる。

### (2) 業務概要

別添「仕様書」、「業務委託共通仕様書」及び「業務委託特記仕様書」のとおり。

### (3) 委託上限額

87,200千円（税込）

### (4) 支払方法

業務終了後に一括して支払い。

### (5) 受注者の選定方式

プロポーザル方式

## 2 スケジュール

2022年7月22日(金)	公募開始
2022年7月29日(金)	質問受付締切
2022年8月12日(金)	提案書類提出締切
2022年8月中旬～下旬	選定委員会
2022年8月下旬	結果通知
2022年9月上旬	契約締結
2022年11月末	中間報告
2023年2月28日(火)	業務終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は複数の企業からなる共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であること。

また、共同企業体で参加する者において、下記（1）から（4）については、構成員全員が該当すること。同（5）については、共同企業体の場合、代表構成員が有する実績であること。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者。
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省及び大阪府並びに大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 以下のいずれかの業務を履行した実績があること。
  - ア 国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会に係る基本計画策定業務又はこれに類似する業務を履行した実績がある法人又は共同企業体であること。
  - イ 地方博覧会に係る営業基本計画策定業務又はこれに類似する業務を履行した実績がある法人又は共同企業体であること。
  - ウ 上記の実績に相当する経験を有すること。  
※共同企業体の場合、代表構成員が有する実績であること。
- (6) 基本設計業務については、参加申請書の提出日において、建築士法上の一級建築士事務所登録を受けている者が行うこととし、次に掲げる要件を全て満たすこと。
  - ア 業務責任者及び下表の業務分野に掲げる各主任技術者を配置すること。
  - イ 業務責任者及び主任技術者【意匠】は、建築士法に基づく一級建築士の資格者であること。
  - ウ 主任技術者【構造】は、建築士法に基づく構造設計一級建築士の資格者であること。
  - エ 主任技術者【電気】又は主任技術者【機械】のいずれかは建築士法に基づく設備設計一級建築士の資格者であること。

- オ 業務責任者は各主任技術者を兼任できない。
- カ 主任技術者は、他の業務分野の主任技術者を兼任できない。
- キ 配置技術者の雇用関係

① 単体企業

業務責任者及び主任技術者【意匠】は、応募申込書提出日において応募者となる企業との間で少なくとも応募申込書提出日から3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

② 共同企業体

業務責任者は、応募申込書提出日において構成員となる企業との間で少なくとも3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。主任技術者【意匠】は、構成員となる企業との間で少なくとも応募申込書提出日から3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- ク 主任技術者【構造】、主任技術者【電気】及び主任技術者【機械】は、協力事務所の者として行うことができる。この場合、業務責任者の管理の下に業務を行うこと。また、協力事務所は他の応募者と重複することも可能とする。

注1) 「業務責任者」とは、本業務における基本設計業務全体を総括する責任者である。

注2) 「主任技術者」とは、業務責任者の下で各業務分野を総括する者であり、協会との定例的な打ち合わせに毎回出席する者をいう。

注3) 各主任技術者の業務内容は、下表のほか別添の「業務委託共通仕様書」及び「業務委託特記仕様書」による。

業務分野	業務内容
意匠	平成31年国土交通省告示第98号における、別添一第1項第一号イ及びロの各表の(1)総合の欄に掲げる成果図書を作成するために必要な業務
構造	同上各表の(2)構造の欄に掲げる成果図書を作成するために必要な業務
電気	同上各表の(3)(i)電気設備及び(3)(iv)昇降機等の欄に掲げる成果図書を作成するために必要な業務
機械	同上各表の(3)(ii)給排水衛生設備及び(3)(iii)空調換気設備の欄に掲げる成果図書を作成するために必要な業務

注4) 直接的かつ恒常的な雇用関係とは、業務責任者、各主任技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。

注5) 「協力事務所」とは、土木設計等業務委託契約書(案)第10条第2項による業務の一部の委任を受けるもの又は請け負うものをいう。

(7)その他参加において次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア いかなる企業形態であっても、1者が本案件に重複して応募することはできない。
- イ 連名による応募はできない。(業務責任者は1人)
- ウ 応募者は協力事務所(他の設計事務所等)の協力を得ることができる。

#### 4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、下記のとおりとする。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2022年7月22日（金）から2022年8月12日（金）まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行わない）  
(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

ウ 受付期間

2022年8月4日（木）から2022年8月12日（金）17時必着  
※土曜日、日曜日、祝日を除く  
※10時から17時まで（12時から13時は除く）

エ 提出方法

下記受付場所に持参、もしくは郵送により提出すること。

郵送による提出の場合は、2022年8月12日（金）必着とします。

また、郵送による提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類のデータを2022年8月12日（金）の17時までに送信すること。

（送信先：fle\_koubo@expo2025.or.jp）

電子メール送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

※土曜日、日曜日、祝日を除く

※10時から17時まで（12時から13時は除く）

オ 受付場所

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 企画局 企画部 企画事業課  
（担当：野井、谷口、今村）

住 所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎45階

電話番号：06-6625-8685

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については事業者名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

ア 応募申込書（様式1：原本1部）

イ 企画提案書

（企画提案書〈様式自由〉及び応募金額提案書〈様式2〉：原本1部、副本10部、副本の電子媒体）

ウ 事業実績申告書（様式3：原本1部、副本10部）

※「公募参加資格（5） 履行実績①、②、③」を記載すること。

エ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式4：原本1部）
- ② 共同企業体協定書（写し）（様式5：原本1部）
- オ 誓約書（参加資格関係）（様式7：原本1部）
- カ 持続可能性の確保に向けたチェックシート（様式10：原本1部）
- 【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】
- キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること）
- ク ①法人登記簿謄本（1部）
  - ・ 法人の場合に提出すること
  - ・ 発行日から3カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
  - ・ 個人の場合に提出すること
  - ・ 発行日から3カ月以内のもの
  - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
  - ・ 個人の場合に提出すること
  - ・ 発行日から3カ月以内のもの
  - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
  - ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
  - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
  - ① 貸借対照表
  - ② 損益計算書
  - ③ 株主資本等変動計算書
- サ 配置技術者調書（様式6：1部）
- シ 建築士事務所登録証（写し）
- ス 配置技術者の資格証（写し）
- セ 配置技術者の雇用関係確認資料
 

本人名と組織名のわかる『健康保険被保険者証』、『区市町村作成の住民税特別徴収税額通知書』、社会保険事務所作成の『被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書』等の写し又は本人と組織の直接的かつ恒常的な雇用の関係を証することができる資料の写し
- ソ 使用印鑑届（様式8：原本1部）
- タ 印鑑証明書（原本1部）
- チ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式11：1部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R等）に格納したPDFファイル（企画提案書は副本のみ）でも提出すること。
- ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。  
＜記入例＞「2025年日本国際博覧会 フューチャーライフ万博「未来の都市」基本計画・基本設計等策定業務」提案書  
株式会社〇〇（法人名）
- エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。
- キ 現地確認は、本業務の敷地内に立ち入って行うことはできない。

## 5 説明会

実施しない。

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

公募開始日から2022年7月29日（金）17時まで

### (2) 提出方法

電子メール（アドレス：fle\_koubo@expo2025.or.jp）で受け付ける。

ア 「件名」の始めに「【質問】2025年日本国際博覧会 「未来の都市」基本計画・基本設計等策定業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式9）に記載して添付すること。

イ 口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせは不可とする。

ウ 電子メール送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

※土曜日、日曜日、祝日を除く

※10時から17時まで（12時から13時は除く）

エ 質疑への回答についてはとりまとめの上、2022年8月3日（水）までに応募者に対して電子メールにて行う。

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。

イ 審査は、書類審査により行う。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

番号	審査項目	審査内容	配点
1	基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示演出や施設のコンセプトが、万博のテーマ等に基づいた提案となっているか。</li> <li>・施設利用計画について合理的で実行可能な提案となっているか。</li> <li>・リアル会場とバーチャル万博会場との連携・融合について効果的な手法が提案されているか。</li> <li>・情報発信方法や集客プログラムにより有効な集客方法が提案されているか。</li> <li>・会期前、会期中における効率的な運営管理手法や必要な体制、内容等が提案されているか。</li> <li>・協賛企業等との円滑な情報共有及び意見調整を図るための全体事務局の運営方法が提案されているか。</li> </ul>	50点
2	展示施設(外観イメージを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「未来の都市」を想像させ、周辺環境との調和がとれた外観イメージとなっているか。(延床面積を仮に4500㎡とした場合、また3000㎡とした場合の2パターンについて提案すること。提案にあたっては「未来の都市敷地及び周辺レイアウト資料」を参考とすること。)</li> <li>・「未来の都市」における体験構成、ストーリーに基づいた展示演出が提案されているか</li> </ul>	30点
3	全体事務局業務 業務体制・スケジュール	・業務内容を実現するのに適正な実施スケジュール及び実施体制が提案されているか。	10点
4	提案実績	・これまで基本計画作成業務など本業務と同種、または類似業務の実績があるか。	5点
5	価格点	・価格点の算定式 満点(5点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	5点
合 計			100点

(3) 審査結果

ア 契約候補者が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 フューチャーライフ万博「未来の都市」基本計画・基本設計等策定業務の企画提案公募について】において公表する。(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

- ① 最優秀提案事業者及び契約候補者と評価点
- ② 全提案事業者の名称
- ③ 全提案事業者の評価点(応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない)

- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ 最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

ウ 非選定理由等の問い合わせについて回答しない。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、今後協会が行う公募、入札等への参加停止等の措置を講ずることとする。

ア 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス『CECTRUST-Light サービス』による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議し、この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 11）を提出すること。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
  - ア 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - ウ 契約の相手方が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めら

- れるとき。
- エ 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- オ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 9 その他

- ・ 応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- ・ 契約受託者（複数の構成員から構成される場合は、参加者の構成員を含む。）は、本契約の履行にあたっては、協会が定める「持続可能性に配慮した調達コード（※）」などの基準・ルール等の内容の理解に努め、これを遵守するものとする。

（※） [https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630\\_procurement\\_code.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)